

名翔クラブ管外行政視察報告書

今般、私たち名翔クラブは、下記のように管外行政視察をいたしましたので、その概要を報告致します。

日 程：平成 27 年 7 月 28 日（火）～7 月 30 日（木）

研修場所：①鹿児島県鹿児島市
観光農業公園について
②宮崎県延岡市
地域医療を守るための取り組みについて
③宮崎県日南市
運河を生かしたまちづくりについて

参加者：佐藤正博 山田司郎 山口 實 渡辺 武 本郷一浩

平成 27 年 8 月 25 日

名翔クラブ代表 本 郷 一 浩



名取市議会

議長 山 口 實 様



鹿児島市観光農業公園について

名取市議会議員

佐藤正博

要約 鹿児島市では、農村地域の魅力ある自然、農畜産物等の資源の活用により、農業及び農村地域の活性化を図るとともに、食と農への理解や循環型農業を通じた環境への関心を高め、観光の振興に資するため、都市と農村との交流拠点として、観光農業公園を設置した。

1. 事業の概要について

敷地面積一約 41.3ha

1)経過

- ・平成18年度

「鹿児島市観光農園公園(仮称)基本整備計画」を策定。

- ・平成19年度

整備場所を「喜入一倉地区」に決定。

- ・平成20年度

基本設計等。

- ・平成21年度

実施設計(土木)。

- ・平成22年度

土木工事、実施設計(建築・設備)。

- ・平成23年度

土木・建築・設備工事。

- ・平成24年度

供用開始(11月15日)。

2)総事業費

約36億円の内、国より合併特例債31億円。市財源より5億円。

3)施設の概要

- ・体験用農地面積一約 2.1ha

- ・農産物直売館面積一450m²

- ・交流体験館面積一719m²

- ・標高一約 230m

4)主施設と体験フィールド

- ・農産物直売館

地元農産物、加工品等の購入ができる農産物直売所やそば打ち体験等ができる調理体験室がある。

- ・農園レストラン

地域の食材を使った豊祭そばなど「鹿児島の味」を提供し、旬の味を堪能できる。

- ・環境学習等・豚舎

農園レストランから排出される食品残渣等を飼料化し、黒豚の飼育に使用することにより、環境型農業の仕組みを学びます。また、廃食油を燃料化し、園内の農業機械などの燃料として使用。

名翔クラブ行政視察報告書
視察日程：平成27年7月28~30日

・作業棟

園内で使用する農機具の格納庫。
収穫した野菜を洗ったり、袋詰めなどの作業を行うスペース。

・管理棟

公園の管理事務所で、キャンプ場の受付などおこなう。

・交流体験館

調理体験部屋や工芸体験室、研修室などがあり、農業講座・体験教室・ワークショップ等の開催や地域住民と来園者の交流の場。

・キャンプ場

テントサイト25基や、1年を通して利用できるバンガロー10棟を備えている。

「バンガロー」 平屋建 7棟
2階建 3棟

・滞在型市民農園

簡易宿泊所と農園を備え、週末等に滞在しながら、時間を気にせず農作業をできる。(年間契約)

2. 地域の活性化および観光振興への関わりについて。

鹿児島市では、経済局観光交流部に観光プロモーション課、観光振興課、ジオパーク推進室、スポーツ課、グリーンツーリズム課を配置し、予算20億円にて観光振興にあたっている。観光農業公園は、平成24年に開園し年間利用者は、平成24年度24万人、

い

平成26年度19万7千人が利用している。さらに鹿児島市では、お茶の生産で有名な旧松本町に平成27年3月にお茶を総体験できる施設をオープンし、地域の方々の協力をもらい地域の活性化につながっている。

3. 成果と課題・まとめ

小・中学生を対象に、楽しむ(自然体験)、味わう(調理体験)、学ぶ(環境学習)、育てる(農業体験)教室を開催し、家庭で学校で出来ない貴重な経験することができている。

観光農園公園事業では当初30万人の来

場者見込んでいたが、未達成である。今後対策として鹿児島県内小・中学校へ、パンフレットを配布し広報活動を行い来場者の増加を目指していく。本市の小学校では、田を農家より借り上げ学習田として体験学習をしているが、今回の視察を終え本市にも体験学習の出来る施設が必要と感じた。

地域医療を守るための取り組みについて

報告者：山田司郎

日時：平成 27 年 7 月 29 日（水）

13 時 00 分～15 時 00 分

場所：宮崎県延岡市役所

1.延岡市について

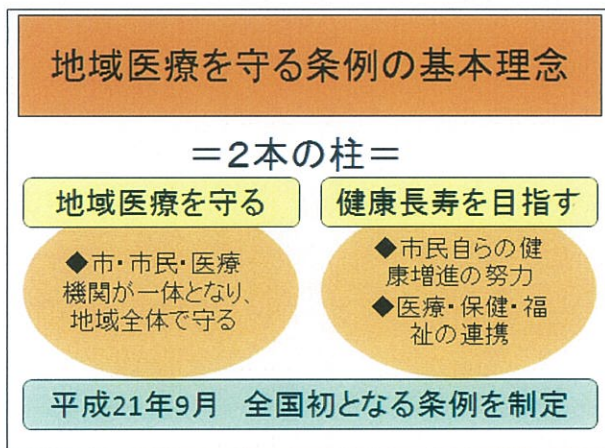
●人口 125,829 人（H27.6.1 現在）

面積 868 km²

旭化成発祥の地であり、東九州屈指の工業都市として発展してきた延岡市は、平成の合併を経て、宮崎県では人口で第 3 位、面積で第 2 位を誇る県北部の中核を担うとしてである。

2.地域医療を守る条例制定の考え方とその後の評価について

●条例制定の考え方



●市・市民・医療機関の責務

市の責務

- ①地域医療を守るための施策を推進
- ②健康長寿を推進するための施策の実施

市民の責務

- ①かかりつけ医を持つ
- ②適正な受診（時間内の受診等）
- ③医師等に対する信頼と感謝
- ④健診（検診）の積極的受診と健康管理

医療機関の責務

- ①患者の立場の理解と信頼関係の醸成
- ②医療機関相互の機能分担と業務連携
- ③医療の担い手確保と良好な勤務環境保持
- ④健診（検診）への協力

●条例制定の背景

平成 21 年 1 月に、宮崎県北部の中核医療施設である県立延岡病院の医師 6 人が一斉退職するというショッキングな報道をきっかけに、医師の補充はもちろん、時間外の安易な受診の自粛を求めるなど、行政・市民の垣根を超えた地域医療を守るための市民運動が広がった。

●地域医療を守る取り組みの効果

- ①市民意識の変化
→コンビニ受診の明らかな減少
（県立延岡病院の夜間・休日救急患者数がピーク時より半減した）
- ②市民運動の芽生え
→自らが行動しようという機運の高まり
- ③医療関係者の努力
→延岡市医師会や県立延岡病院の医師や医療スタッフの頑張り
→県立延岡病院では、医師不足から休診となっていた診療科目の内、平成 24 年 4 月に精神科、平成 25 年 4 月には消化器内科が、それぞれ診療を再開することができた。

地域医療を守るために、さらに市・市民・医療機関の総力を結集し、取り組みを継続することが必要！

3.医療機関の新規開業を促進するための補助制度について

●補助制度の概要

新規開業促進事業補助制度	
●新規開業奨励補助金	500万円 (小児科開業の場合、1000万円)
●夜間急病センター深夜帯診療従事補助金	200万円
●雇用促進奨励金	一人 20万円 (5人以上雇用 うち市民のみ対象)

新規開業促進事業補助制度は、医師の絶対数を増やすことを目的につくられ、これまで小児科医を含む3医療機関が補助制度を活用して開業した。今年度、新たに2医療機関への補助を検討しているという。

4.地域医療の現状と課題及び今後の取り組みについて

●延岡市医師会の現状

【会員数】164名

【人口10万人当たり医師数】125名

(参考) 宮崎市186名 都城市148名

【平均年齢】60.1歳(60歳以上が45.8%)

●延岡市及び医師会の取り組み

①消化管出血患者の輪番受け入れ

→県立延岡病院を含む4病院で当番体制を構築(患者数は約100名/年)

→市は医師等の待機料など運営費の一部を補助(年間2,000万円程度)

②脳梗塞患者の輪番受け入れ

→一時診断で脳梗塞と判断された場合、4病院が輪番で受け入れ(患者数は約500名/年)
(脳出血の場合は県立延岡病院へ)

→市は運営費の一部を補助(年間2,000万円程度)

③小児救急体制を維持する取り組み

日曜・祝日在宅当番医を日向市との広域連携により運営

④地域医療を支える人材育成講演会

将来の医療従事者を育成するため、中高生や一般の参加を募り、医師や医学生との交流や情報交換の機会を提供

(参加者：平成26年311名)

⑤健康長寿推進市民会議

市と医師会が協力連携しながら、健康長寿推進リーダーの育成や健康学習会体力測定回を開催。健康長寿ポイント制を導入するなど、運動・食事・健診受診の大切さを啓蒙

5.考察

全国初となる「地域医療を守るための条例」を制定し、市・市民・医療機関それぞれの責務や相互連携の必要性を明確にした意義は大きいものと考えている。

また、市民自らが自分たちの問題として地域医療を守る必要性を認識し、具体的な行動を起こしている点や、市が医師会としっかりと協力体制を構築している点にも注目したい。

本市では、市と医師会が災害時における連携協定を締結してはいるものの、医療機関との連携協力はまだまだ十分とは言えない。

地域医療の現状に対する市民の認識も決して高いとは言えない状況であり、今後は医師会等と連携を図りながら、市民の命を守る地域医療のあり方について、市・市民・医療機関が共通の認識を持つことから始めるべきと考える。

その上で、地域医療をどのような形で守っていくのか、どのようにして将来にわたって市民の健康長寿を実現していくのか、市と市民、医療関係者等で具体的に検討していく場を設けるべきである。

1)、堀川運河を活かした歴史的まちなみづくりの背景と経過について

堀川運河は地場産材である飫肥杉を広渡川から油津港までの運搬用に作られた江戸時代から存在する歴史的価値の高い運河である。しかし陸上交通の発達、外材の輸入増加による貯木場の廃止、さらには運河の水質悪化等により、運河としての本来の機能が薄れてきたことから、昭和 51 年度に、堀川運河の埋め立て計画が承認された。その後、油津地区には多くの歴史的資産が存在することなどから、これらと運河とを一体化して保存したいという地元市民の熱い思いによって、平成 5 年埋め立て計画が廃止され、堀川運河が失われることなく現在の整備に至っている。

2)、油津地区都市デザイン会議の設置について

【目的】

油津地区で、県・市それぞれが実施する事業について、一体的なデザインや整備手法等の検討を行う。

【委員】

学識者、
まちづくり団体代表
行政関係者（宮崎県、日南市）

【成果】

歴史を活かしたまちづくりの実現へ向けて

（1）、総括的な議論の場

「油津地区・都市デザイン会議」の効果

学識者・市民・行政（県・市）が一同に会し議論・協議することで、質の高い公共施設整備の推進に多大な影響を与えた。また、デザインだけに限らず、市民を巻き込んだ公共事業の進め方（市民の意見反映・木材ワーキング等）や、在来工法の復活（石積み・木橋）、地場産材の新しい活用方法など、地域に密着した施設整備を行うことができた。

（2）、公共空間（都市整備）について

イ、堀川運河、歴史的港湾整備

堀川運河や旧漁港跡地の整備において、本物を残し、また、次世代に継承し、地域住民の憩いの場及び新たな観光スポットとなるような質の高い公共整備が進められた。

・石積み修復復元、飫肥杉ボードデッキ、夢見橋、照明、手摺等

ロ、歴史的みちすじ整備

散策ネットワーク路線について、地域の歴史性や堀川運河等のデザインを考慮して、快適な歩行空間の整備が進められた。また、地場産材である飫肥石の活用も図られた。

(3)、歴史的資産（文化財）等の保全活用について

イ、堀川運河等の登録文化財化

平成10年に杉村金物本店や油津赤レンガ館などの5件が登録有形文化財であったが、平成16年以降、堀川運河や鈴木旅館など16件もの建造物が登録有形文化財となった。

ロ、赤レンガ館等の歴史的町並み保存活用

街なか魅力拠点である「赤レンガ館」等の登録文化建造物において、交流空間となるよう建物の保存活用するための整備を図ることとしていたが、赤レンガ館については、平成19年度から21年度の3カ年で耐震改修及び利活用のための整備を行うこととなった。

3)、景観基本条例制定の考え方とその後の評価について

1)、制定の背景

平成16年に、国において美しい国づくりを推進するための「景観法」が公布・施行された。

本市においては、港町油津や城下町飫肥の歴史的・文化的景観や、日南海岸や坂元棚田などの自然景観など、特色のある魅力的な景観が数多く残っているが、周辺の道路や建築物等について、景観に調和したまちづくりが十分に図られていない状況であった。

こうした背景から、魅力ある景観の保護・育成に積極的に取り組むため平成17年8月8日、県知事の同意を得て、「景観行政団体」となり、景観形成を推進するための基本となる条例や景観計画の策定に取り組んだ。

2)、基本理念について

- ①景観づくりは、魅力ある景観を次の世代に引き継ぐために、愛する郷土を親しみと愛着と誇りのあるものとし、美しいまちづくりを推進するものでなくてはならない。
- ②景観づくりは、魅力ある景観を守り、育て、創ることにより、快適な暮らしや活力あるまちづくりを推進するものでなくてはならない。
- ③景観づくりは、市、市民及び事業者等が、それぞれの担う役割を認識し、互いに連携、協働して推進されなければならない。

3)、成果

- ①条例策定以前から、市民を巻き込んだ取り組みがあったため、市民団体から提言を受けるなど、景観に対する住民の意識がたかまった。

②景観策定に係る取り組みのなかで、油津地区住民説明会を開催した際に、住民のなかでも景観に対する意識の向上が少しずつ見られたという状況である。

4)。課題

条例においては大規模建築物等の行為者、景観計画においては一般建築物等の行為者に対して、一定の行為制限が発生するため、住民及び事業者等の十分な理解を得ることが必要になる。

まとめ、

これからも資産・資源を掘り起こし「地域の記憶」の継承と地元への愛着・誇りを醸成して地域コミュニティの向上を図っていく。

4)、考察

名取市にも日本一と云われている貞山運河が存在しているが、東日本大震災により沿岸部の閑上・北釜地区が壊滅的な被害を被り貞山運河もその例外ではない。

現在復旧・復興に全力で取り組んでいるところである。震災以前を上回る活気のある閑上とすべく、市では住民と一体となってまちづくりを推進しているところであるが、その施策のひとつとして貞山運河の利活用をも考えるべきであると思う。歴史的に貴重な資産である貞山運河を市内外の住民の交流拠点、更には憩いの場としての整備の在り方を検討すべきであろうと思う。それが将来の活気ある閑上の再生につながるものとする。